

添付資料（公募型プロポーザル実施要領関連）

資料①：評価基準一覧表

※ 4頁：12.評価基準関連

資料②：令和7年度建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者登録名簿

※ 2頁：6.参加資格要件（1）関連

資料③：契約書(案)

※ 6頁：17.契約の締結等 関連

資料④：豊見城市契約規則(抜粋)

※ 6頁：17.契約の締結等（2）及び（3） 関連

評価基準一覧表（公募型プロポーザル）

資料 ①

業務名：伊良波中学校長寿命化基本計画・基本設計業務委託

評価項目	配点	評価の基準（視点）
各技術者の実績 及び 実施体制	30	
<管理技術者> 総合マネジメント実績	6	本業務に従事する管理技術者において、過去10年間（2015年（H27）4月1日以後に契約締結から現在まで）に同規模の延べ床面積の公共施設に関する業務に従事した実績を有しているか評価する。 ※業務ごとの件数ではなく、施設ごとの件数とする 【優：6点】延べ床面積9,000㎡以上の公共施設に関する設計や監理について、管理技術者として従事した実績件数が3件以上ある 【良：4点】延べ床面積4,000㎡以上の公共施設に関する設計や監理について、管理技術者として従事した実績件数が1～2件ある 【可：2点】延べ床面積5,000㎡以上の公共施設に関する設計や監理について、管理技術者として従事した実績件数が3件以上ある 【0点】該当なし
<主任担当技術者（総合）> 学校施設の設計等に関する実績	6	本業務に従事する主任担当技術者（総合）において、過去10年間（2015年（H27）4月1日以後に契約締結から現在まで）に公立小中学校に関する業務に従事した実績を有しているか評価する。 【優：6点】公立小中学校施設全体の新築・改築事業に関する「基本計画、基本設計、実施設計、工事監理」を主任担当技術者（総合）として一貫して従事した実績がある 【良：4点】同上事業の「基本計画」「基本設計」「実施設計」「工事監理」のいずれかを主任担当技術者（総合）として従事した実績がある 【可：2点】校舎、屋内運動場など建物単体の新築・改築事業に関する「基本計画、基本設計、実施設計、工事監理」を主任担当技術者（総合）として一貫して従事した実績がある 【0点】該当なし
<管理技術者または主任担当技術者（総合）> 執務並行改修の設計等に関する実績	3	本業務に従事する管理技術者または主任担当技術者（総合）において、過去10年間（2015年（H27）4月1日以後に契約締結から現在まで）に執務並行改修に関する業務に従事した実績を有しているか評価する。 ※執務並行改修とは建物内に執務者がいる状態で行う改修工事 【優：3点】改修床面積9,000㎡以上の「執務並行改修」に関する設計や監理について、管理技術者または主任担当技術者（総合）として従事した実績がある 【良：2点】改修床面積5,000㎡以上の「執務並行改修」に関する設計や監理について、管理技術者または主任担当技術者（総合）として従事した実績がある 【可：1点】改修床面積2,000㎡以上の「執務並行改修」に関する設計や監理について、管理技術者または主任担当技術者（総合）として従事した実績がある 【0点】該当なし
<主任担当技術者（構造）> 長寿命化改修等の設計等に関する実績	3	本業務に従事する主任担当技術者（構造）において、過去10年間（2015年（H27）4月1日以後に契約締結から現在まで）に長寿命化改修等に関する業務に従事した実績を有しているか評価する。 【優：3点】「公共施設RC造建物の長寿命化（コンクリート劣化対策）」及び「学校建物の耐力度調査」に関する業務を主任担当技術者（構造）として従事した実績がある 【良：2点】「公共施設RC造建物の長寿命化（コンクリート劣化対策）」に関する業務を主任担当技術者（構造）として従事した実績がある 【可：1点】「学校建物の耐力度調査」に関する業務を主任担当技術者（構造）として従事した実績がある 【0点】該当なし
<主任担当技術者（電気設備）> 学校施設の設計等に関する実績	3	本業務に従事する主任担当技術者（電気設備）において、過去10年間（2015年（H27）4月1日以後に契約締結から現在まで）に公立小中学校に関する業務に従事した実績を有しているか評価する。 【優：3点】公立小中学校施設全体の新築・改築事業に関する「基本設計、実施設計、工事監理」を主任担当技術者（電気設備）として一貫して従事した実績がある 【良：2点】同上事業の「基本設計」「実施設計」「工事監理」のいずれかを主任担当技術者（電気設備）として従事した実績がある 【可：1点】校舎、屋内運動場など建物単体の新築・改築事業に関する「基本設計、実施設計、工事監理」を主任担当技術者（電気設備）として一貫して従事した実績がある 【0点】該当なし
<主任担当技術者（機械設備）> 学校施設の設計等に関する実績	3	本業務に従事する主任担当技術者（機械設備）において、過去10年間（2015年（H27）4月1日以後に契約締結から現在まで）に公立小中学校に関する業務に従事した実績を有しているか評価する。 【優：3点】公立小中学校施設全体の新築・改築事業に関する「基本設計、実施設計、工事監理」を主任担当技術者（機械設備）として一貫して従事した実績がある 【良：2点】同上事業の「基本設計」「実施設計」「工事監理」のいずれかを主任担当技術者（機械設備）として従事した実績がある 【可：1点】校舎、屋内運動場など建物単体の新築・改築事業に関する「基本設計、実施設計、工事監理」を主任担当技術者（機械設備）として一貫して従事した実績がある 【0点】該当なし
<業務実施体制> 設計共同企業体や再委託予定者も含めた総合力（チームワーク）	6	本業務を円滑に実施する体制として、適切な人員配置やアピールポイント、再委託予定者の協力体制に説得力があるか評価する。 ※本業務は各種調査業務（現地調査、耐力度調査、アスベスト含有調査、簡易測量調査）が含まれている事から同時並行で計画的に業務を推進する体制が必要となる（担当者の人数が多くても説明が不十分な場合は評価しない） 【優：6点】十分説得力があり大変評価できる 【良：4点】やや説得力があり一定程度評価できる 【可：2点】説得力に一部欠けているが、少し評価できる 【0点】評価できない
提案者の技術力等	50	
<業務工程マネジメント能力> 企画力、分析力、判断力、調整力	10	本業務の仕様書を十分に理解し、業務工程表（案）にコントロールポイントとなる事項が明確に表現され、方針決定の時期が示されているか。また、各業務項目の期間設定が適切かなど、総合的に説得力があるか評価する。 【優：10点】十分説得力があり大変評価できる 【良：7点】やや説得力があり一定程度評価できる 【可：4点】説得力に一部欠けているが、少し評価できる 【0点】評価できない
<概算事業費マネジメント能力> 業務知識、情報処理力、情報収集力	10	本業務の仕様書を十分に理解し、概算事業費の算出方法、提示の時期が明確に示されているか。また、概算事業費の縮減に関するノウハウなど、総合的に説得力があるか評価する。 【優：10点】十分説得力があり大変評価できる 【良：7点】やや説得力があり一定程度評価できる 【可：4点】説得力に一部欠けているが、少し評価できる 【0点】評価できない
<設計テーマ> 本業務に対して提案者が最も重視したい設計テーマを1つ具体的に提案	10	本業務の仕様書を十分に理解し、学校施設の長寿命化という様々な課題が内在する設計に対して、魅力的な提案がされているか評価する。 【優：10点】大いに共感できる魅力的な設計テーマで、大変評価できる 【良：7点】共感できる一般的な設計テーマで一定程度評価できる 【可：4点】一部共感できる一般的な設計テーマで、少し評価できる 【0点】評価できない
<提案者のアピールポイント> 提案者の「強み」を主張	10	提案者の設計者としての「強み」が、魅力的な主張となっているか評価する。 【優：10点】設計者の「強み」が明確に伝わり、設計プロセスにおける技術力が大いに期待でき大変評価できる 【良：7点】設計者の「強み」が伝わり、設計プロセスにおける技術力が期待でき一定程度評価できる 【可：4点】設計者の「強み」が少し伝わり、設計プロセスにおける技術力が多少期待でき、少し評価できる 【0点】評価できない
<プレゼン技術> 創造力、表現力、情報処理力、論理的思考力	10	本業務は、方針決定が多岐に渡ることや、教職員などに設計案の説明・ヒアリングを予定していることから、十分なプレゼン技術を有していることが重要であると考える。技術提案書により総合的に評価する。 【優：10点】技術提案書がわかりやすく簡潔にまとめられており、図やイラスト、イメージ写真、表など適切に使用することで直観的に伝わり、大変評価できる 【良：7点】やや分かりにくい表現、説明等があるが、全体をとおして一定程度評価できる 【可：4点】分かりやすい表現・説明等への配慮が一部欠けているが、少し評価できる 【0点】評価できない
その他	20	
<業務取組意欲> 責任感、積極性	10	本業務の仕様書を十分に理解し、伊良波中学校をより良い学校施設へと変えたいという熱意や想い、能動的な姿勢が伝わってくるかをプレゼンテーション（質疑応答含む）により総合的に評価する。 【優：10点】熱意や想い、能動的な姿勢が強く伝わり、大変評価できる 【良：7点】熱意や想い、能動的な姿勢が伝わり一定程度評価できる 【可：4点】熱意や想い、能動的な姿勢が伝わりづらいが、少し評価できる 【0点】評価できない
<見積書の金額（税込）> 見積限度額：77,000,000円	10	【10点】65,450,000円 以下 【8点】69,300,000円 ～ 65,450,001円 【6点】73,150,000円 ～ 69,300,001円 【4点】77,000,000円 ～ 73,150,001円
合計	100	

令和7年度 建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者登録名簿

※本資料は、『沖縄県内に本社、本店を有する者。かつ、「豊見城市建設工事等競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程第7条に規定する令和7・8年度の入札参加資格者名簿」に登録されている者で「建築関係コンサルタント」を希望業種として登録がある者』を抽出した結果です。

※本資料は、『6.参加資格要件(1)』を満たさない者が、共同企業体の構成を検討する際の参考資料として提供するものです。

NO	商号又は会社名	所在地	電話番号
1	(有)仲本設計	那覇市宇国場1161番地3	098-854-2535
2	(株)沖縄用地測量設計	那覇市繁多川二丁目14番7-201号 (繁多川ハイツ)	098-854-7776
3	(株)ホープ設計	那覇市首里赤田町三丁目5番地	098-911-9073
4	(株)丸島建設コンサルタント	那覇市繁多川二丁目14番7号	098-854-4588
5	(株)西筋総合設計	那覇市小禄一丁目15番20号	098-859-2051
6	(有)三和総合設計	那覇市久米一丁目9番1号	098-863-7567
7	(株)沖縄構造設計	うるま市宇州崎12番地の57	098-921-3345
8	(有)めかる設計	浦添市伊祖二丁目20番1号	098-876-4355
9	(株)沖縄チャンドラー	那覇市曙三丁目18番26号	098-862-5871
10	(株)沖縄総研	那覇市泉崎一丁目6番1号	098-868-2685
11	赤嶺企画設計室	那覇市長田2丁目4-19	098-833-0433
12	(株)協和建設コンサルタント	浦添市仲間一丁目22番7号	098-879-5016
13	琉球建設コンサルタント(株)	浦添市伊祖一丁目32番8号	098-879-7147
14	(有)アカナ設備設計	宜野湾市真志喜三丁目15番15号	098-898-3801
15	(株)宮平設計	那覇市首里山川町三丁目61番9号	098-886-1238
16	(有)め〜ばる設計工房	那覇市宇国場385番地	098-834-1111
17	(株)松田・伸設計	那覇市古波蔵四丁目12番8号	098-855-5422
18	(株)アサギ総合コンサルタント	那覇市壺屋一丁目32番9号	098-861-1288
19	(株)マキヤ設備設計	那覇市壺川二丁目1-3 ガナハビル203号	098-987-5071
20	(株)根路銘設計	那覇市首里石嶺町 三丁目75番地1	098-886-7477
21	(株)翁長設計	浦添市勢理客三丁目2番24-201号	098-877-5609
22	(有)名工企画設計	那覇市泉崎一丁目12番12号	098-868-9491
23	(株)都市建築設計	那覇市古波蔵四丁目1番1号	098-832-1102
24	(株)泉設計	那覇市楚辺三丁目3番11号	098-832-1302
25	(株)沖縄計画機構	那覇市泉崎一丁目7番17号	098-867-7471
26	(株)沖縄ランドコンサルタント	那覇市古波蔵 四丁目7番21号	098-851-8845
27	(株)環境設計国建	那覇市久茂地一丁目2番20号	098-862-0707
28	(株)渡久山設計	浦添市牧港二丁目8番4号	098-876-1101
29	(株)神里設計	那覇市字識名1247番地7	098-833-1557
30	(有)かなえ設計	那覇市字仲井真400番地-1 海邦産業ビル302号	098-996-1108
31	(株)東設計工房	那覇市松尾一丁目9番40号	098-917-5000
32	(株)渡南エンジニアリング	豊見城市座安293番地2	098-856-9388
33	(有)アゴラエンジニアリング	那覇市泊二丁目6番地1 3階	098-866-3339
34	(株)国吉設計	那覇市首里崎山町四丁目206番地	098-885-8284
35	(有)創建設計事務所	沖縄市与儀三丁目3番1号	098-933-0936
36	(株)具志堅建築設計事務所	那覇市楚辺二丁目31番9号	098-832-1161
37	(株)与那嶺測量設計	那覇市壺屋一丁目22番11号	098-861-2151
38	(株)総合設計玉城	那覇市字上間212番地1	098-836-0683

令和7年度 建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者登録名簿

※本資料は、『沖縄県内に本社、本店を有する者。かつ、「豊見城市建設工事等競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程第7条に規定する令和7・8年度の入札参加資格者名簿」に登録されている者で「建築関係コンサルタント」を希望業種として登録がある者』を抽出した結果です。
 ※本資料は、『6.参加資格要件(1)』を満たさない者が、共同企業体の構成を検討する際の参考資料として提供するものです。

NO	商号又は会社名	所在地	電話番号
39	(株)タップ	那覇市上間210番地4	098-867-8838
40	(株)国建	那覇市久茂地一丁目2番20号	098-862-1710
41	(有)宮森設計	中頭郡北谷町字上勢頭550番地9-1階	098-936-1908
42	アート技研(株)	那覇市小禄一丁目15番21号	098-858-6101
43	(株)エー・アール・ジー	浦添市大平二丁目19番11号	098-877-5556
44	(株)ディー・プランニング沖縄	那覇市金城五丁目11-2	098-859-7037
45	(株)沖縄エネテック	浦添市牧港五丁目2番1号	098-879-9031
46	(株)エル設計	浦添市大平一丁目2番20号	098-878-0085
47	(株)総合計画設計	那覇市辻二丁目4番23号	098-866-3666
48	(株)三杉設計	那覇市首里寒川町一丁目101番地の10	098-887-6772
49	(株)盛設計	那覇市泊二丁目5番4号 ミオカステール泊Ⅱ1003	098-963-6620
50	(有)外間建築設計事務所	那覇市樋川二丁目14番16号	098-855-7572
51	沖縄県農業(同)	那覇市壺川二丁目9番地1	098-831-5555
52	(株)フォーム建築研究所	浦添市伊祖一丁目32番6号	098-877-2455
53	(株)アート設計	那覇市銘苅三丁目23番16号 あーとびーる5階	098-863-2913
54	(株)現代設計	那覇市松島二丁目1番8号	098-979-9070
55	(株)ワールド設計	那覇市古島一丁目15番地5、1F	098-875-3388
56	(有)ティ・エムエンジニア	宜野湾市宇地泊 三丁目13番18号	098-870-9102
57	上城技術情報(株)	宜野湾市嘉数二丁目18番20号	098-870-2227
58	(有)設計集団閃	那覇市泊2丁目1番地の10	098-863-5970
59	IS設計	那覇市宇栄原 2丁目13番8号	098-859-8208
60	(株)コア設計・企画	豊見城市豊見城721番地1	098-856-1506
61	(有)アクト建築計画室	宜野湾市大山五丁目19番19号	098-890-5048
62	(株)沖縄土木設計コンサルタント	浦添市牧港二丁目54番2号	098-877-4634
63	(有)色設計	那覇市字上間437番地10	098-836-3791
64	(株)有建築事務所	那覇市首里大中町一丁目41番地3	098-887-7922
65	(有)エムエー設計事務所	那覇市首里赤平町二丁目1番10号	098-988-1971
66	(有)安谷屋設備設計	那覇市山下町18番26号 B203号	098-857-4317
67	(株)設備研究所	那覇市若狭一丁目3番2号	098-868-7704
68	(株)インタープラン沖縄	宜野湾市嘉数三丁目26番14号	098-894-7150
69	(有)義空間設計工房	那覇市字真地169番地1	098-888-5303
70	(株)コモネット	那覇市字安里178番地505	098-866-5225
71	(株)かみもり設計	浦添市宮城六丁目6番9号	098-877-9144
72	(有)エン設計	沖縄市胡屋五丁目24番6号	098-933-8885
73	(株)オゼック	那覇市安謝一丁目18番22号 コーポラス碧201号	098-860-0288
74	(株)ニライ設備設計	那覇市字識名1195番地1	098-855-4331
75	(株)トーマ電子サービス	宜野湾市大山2-32-10 安仁屋マンション203	098-897-9041
76	大城設計	豊見城市宜保二丁目6番地1 プランタン.A202	098-850-1238

令和7年度 建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者登録名簿

※本資料は、『沖縄県内に本社、本店を有する者。かつ、「豊見城市建設工事等競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程第7条に規定する令和7・8年度の入札参加資格者名簿」に登録されている者で「建築関係コンサルタント」を希望業種として登録がある者』を抽出した結果です。
 ※本資料は、『6.参加資格要件(1)』を満たさない者が、共同企業体の構成を検討する際の参考資料として提供するものです。

NO	商号又は会社名	所在地	電話番号
77	(有)長谷部建築研究所	沖縄市比屋根二丁目11番5号	098-930-0874
78	(有)スタプランニング	那覇市与儀一丁目8番7号 赤嶺アパート1階	098-855-0655
79	(有)みき建築設計	沖縄市美里五丁目23番10号	098-938-2208
80	(有)アセスメントエンジニア	那覇市首里久場川町二丁目24番地3 クラスト首里202	098-894-9179
81	(株)沖縄ダイケン	那覇市おもろまち一丁目1番12号	098-862-2991
82	(株)環境技建ウエーブ	那覇市首里山川町二丁目31番3	098-963-4455
83	(有)桜設計工房	那覇市港町二丁目7番7号 みなと277 4F	098-867-5987
84	アトリエ Breath	豊見城市字長堂162番地1	098-851-4551
85	(株)アーキ5D	宜野湾市普天間二丁目47番16号	098-893-0267
86	(有)アトリエ・門口	うるま市字江洲598番地17	098-974-3554
87	榊建築工房 亥	宜野湾市嘉数一丁目12番1-3号	098-898-0390
88	(株)建築設計同人 匠才庵	沖縄市山内三丁目23番15号 2F	098-933-3317
89	ゆう設計工房	浦添市港川2丁目13番8号	098-875-1557
90	(有)エスジーエンジニアリング	宜野湾市志真志一丁目6番5号	098-892-1326
91	(一社)沖縄しまたて協会	浦添市勢理客四丁目18番1号	098-879-2097
92	(株)サンケイエンジニアリング	浦添市大平三丁目16番9号	098-943-2985
93	(株)チームアルファ	宜野湾市真志喜二丁目16番6-102号	098-890-6000
94	久友設計(株)	うるま市赤道359番地1	098-974-4327
95	(株)うるま設備設計	うるま市字江洲355番地 芝ビル3-A	098-973-4825
96	(株)総合設備企画	那覇市首里末吉町四丁目6-5	098-917-2635
97	(有)イスト	島尻郡南風原町字津嘉山433番地 イストビル2F	098-888-5883
98	(有)Casa plus	宜野湾市上原一丁目10番3号	098-917-4588
99	アアキ前田(株)	那覇市首里平良町一丁目29番地8 ライオンズマンション首里102号	098-943-2662
100	沖縄県土地改良事業団体連合会	島尻郡南風原町本部453番地3	098-888-4511
101	シン設備設計(株)	豊見城市字平良132番地8-102号室	098-960-8082
102	(特非)沖縄県建築設計サポートセンター	浦添市西洲二丁目6番地6 組合会館2階	098-879-1020
103	(有)カイ設備	浦添市屋富祖一丁目6番2号	098-875-4906
104	(株)m3那覇建築事務所	那覇市字松川717番地 TNセブンライト1階	098-894-3790
105	(有)アイ・エイチ・エー設計	宜野湾市伊佐二丁目6番10号	098-890-1325
106	洲鎌設計	豊見城市字我那覇65番地1	098-996-2150
107	(株)アスティークプランニング	名護市宇茂佐の森一丁目12番地7	0980-53-0840
108	(株)ADeR	豊見城市翁長4番地10	098-800-1869
109	中部電水工事(株)	宜野湾市新城一丁目4番15号	098-988-1291
110	(株)AMS設計	名護市字宮里453-7	0980-52-5183
111	(株)FAD一級建築士事務所	那覇市三原一丁目22番33号	098-874-8066
112	(資)環境設計無限	沖縄市諸見里三丁目17番5号	098-933-5800
112	合同会社 雫羽織	那覇市寄宮一丁目26番地9-201号	098-996-7258
112	仲間郁代建築設計事務所(株)	国頭郡金武町金武8038番地30 B-3	098-968-4827

建築設計業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 伊良波中学校長寿命化基本計画・基本設計業務委託
- 2 履行期間 契約締結日の翌日から
令和8年3月19日まで
- 3 業務委託料 円
(業務委託料のうち、申請手数料等非課税額) 円
(業務委託料のうち、取引に係る消費税及び地方消費税額) 円
- 4 契約保証金
- 5 調停人 なし

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住所
氏名 印

受注者 住所
氏名 印

注) 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計業務委託仕様書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「設計仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第16条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。
- 5 受注者は、この契約書若しくは設計仕様書に特別の定めがある場合又は第3項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第61条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
 - 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中の「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
 - 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規程による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 豊見城市契約規則（昭和 49 年 7 月 30 日規則第 11 号）第 30 条に該当する場合は、契約の保証を免除し、この条第 1 項から第 6 項は適用しない。

（権利義務の譲渡等）

- 第 5 条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（秘密の保持）

- 第 6 条** 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

（著作権の帰属）

- 第 7 条** 成果物（第 40 条第 1 項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第 2 項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第 11 条まで及び第 14 条において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（以下、この条から第 11 条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

（著作物等の利用の許諾）

- 第 8 条** 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。
- (1) 成果物を利用して建築物を 1 棟（成果物が 2 以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき 1 棟ずつ）完成すること。
- (2) 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。
- (1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第9条 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第10条 受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第11条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第12条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第13条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第14条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される建築物若しくは本件建築物（以下「本件建築物等」という。）の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件建築物等に係る意匠の実施を承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(調査職員)

第 15 条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

- (2) この契約書及び設計仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

- (4) 業務の進捗の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第 16 条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 17 条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第12条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 18 条 受注者は、設計仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第 19 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計仕様書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了、設計仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能になったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 20 条 受注者は、業務の内容が設計仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 21 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計仕様書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計仕様書の表示が明確でないこと
- (4) 履行上の制約等設計仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- (5) 設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計仕様書等の変更）

第 22 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第 24 条において「設計仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 23 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第 24 条 受注者は、設計仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第 25 条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第 26 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を

請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

第 27 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 28 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 26 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 29 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第 30 条 成果物の引渡前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 31 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他受注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責

めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更にかえる設計仕様書の変更)

第32条 発注者は、第13条、第20条から第24条まで第26条、第27条、第30条、第35条又は第45条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計仕様書を変更することができる。この場合において、設計仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第33条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第34条 受注者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第35条 発注者は、第33条第3項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用すること

ができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第36条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規程による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第37条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規程による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代

わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 38 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第 39 条 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 1 回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項の通知にあわせて第 1 項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の業務委託料相当額 × (9/10 - 前払金額 / 業務委託料)

6 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 5 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第 40 条 成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第 33 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 34 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 33 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 34 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用する第34条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第33条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第41条 削除

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第42条 削除

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第43条 削除

(第三者による代理受領)

第44条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条(第40条において準用する場合も含む。)又は第39条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第45条 受注者は、発注者が第36条、第39条又は第40条第1項若しくは第2項において準用する第34条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第46条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求す

ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第47条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第49条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしな

いでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(9) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 22 条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 23 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 53 条 第 51 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 54 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 40 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 55 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 36 条（第 42 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第 48 条、第 49 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 47 条、第 51 条又は第 52 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 36 条（第 42 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 48 条、第 49 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 47 条、第 51 条又は第 52 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 48 条、第 49 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 47 条、第 51 条又は第 52 条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第 56 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第 48 条又は第 49 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 48 条又は第 49 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額とする。

6 第2項の場合（第49条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第56条の2 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が設計共同体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

3 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければ

ならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 57 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 51 条又は第 52 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 34 条第 2 項（第 40 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 58 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 33 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡しを受けた場合はその引渡しの日から本件建築物の工事完成後 2 年、第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しを受けた場合はその引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から 10 年以内でなければ、請求等を行うことができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第 59 条 受注者は、設計仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 60 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 61 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合においては、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第 17 条第 2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第 1 項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手續前又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約外の事項)

第 62 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

昭和49年7月30日規則第11号

改正(最新) 令和2年3月31日規則第14号

第6章 契約保証金等

（契約保証金の額）

第29条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。

- 2 契約の相手方は、契約を締結しようとするときは、前項に規定する契約保証金を納付しなければならない。この場合において、第10条第4項の規定により入札保証金を充当した場合においては、その差額を納付しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合における契約保証金の額は、その都度市長が定める。
- 4 前2項の規定による契約保証金には、利子は付さない。

（契約保証金に代わる担保）

第29条の2 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 政府の保証する債券
- (3) 銀行又は市長が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は市長が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形
- (5) 定期預金債権及び郵便為替証書
- (6) 市長が確実に認める社債
- (7) 市長が確実に認める金融機関の保証
- (8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

（契約保証金に代わる担保の価値）

第29条の3 前条に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
- (2) 政府の保証する債券 額面金額又は登録金額の100分の80に相当する金額
- (3) 銀行又は市長が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は市長が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形 手形金額
- (5) 定期預金債権及び郵便為替証書 当該債権証書に記載された債権金額

- (6) 市長が確実に認める社債 額面金額又は登録金額の100分の80に相当する金額
- (7) 市長が確実に認める金融機関の保証 保証金額
- (8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 保証金額

(契約保証金の免除)

第30条 市長は、次に掲げるときにおいては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他の予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する入札に参加する資格を有する者と契約(建設工事を除く。)を締結する場合において、その者が過去2年間に本市若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 令第169条の7第2項に基づき延納を認める場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売払う契約を締結しようとする場合において、その代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が第22条第1項に規定する額を超えないものであり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 工事請負契約及び委託契約において、契約金額が130万円以下のとき。
- (8) 国若しくは地方公共団体又は公法人と直接契約を締結するとき。
- (9) 市の事務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価及び訴訟等を随意契約により委託する場合において、契約の相手方がその契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (10) 130万円を超える委託契約において、相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (11) 市長の認める保証人を立てたとき。
- (12) その他市長が特に契約保証金を納める必要がないと認めるとき。

2 第9条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(契約保証金の充当)

第31条 契約保証金は、契約に伴う一切の損害賠償に充てることができる。この場合において過不足が生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴するものとする。

(契約保証金等の還付)

第32条 契約保証金又は契約保証金に代えて提供させた担保は、契約の履行後これを還付する。ただし、契約により担保義務が存続する間は、その全部又は一部を留保することができる。